

件名	愛媛県子ども・子育て会議条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	子ども・子育て支援法（平成24年8月22日公布、平成25年4月1日ほか施行）
<p>【制定の概要】</p> <p>子ども・子育て支援法の一部の施行に伴い、同法で定められた事務を処理する「愛媛県子ども・子育て会議」を設置するため制定</p> <p>【条例の概要】</p> <p>1 組織 委員13人以内で組織</p> <p>2 委員 ・子どもの保護者、関係行政機関の職員、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから知事が任命 ・任期 2年（再任可・補欠委員の任期は、前任者の残任期間）</p> <p>3 会長 ・委員の互選により定める。 ・会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>4 会議 ・会議は、会長が招集し、議長となる。 ・委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 ・議事は、出席した委員の過半数で決する。</p> <p>5 庶務 保健福祉部において処理する。</p> <p>6 雑則 運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 愛媛県子ども・子育て会議の所掌事務 (1) 子ども・子育て支援事業支援計画の策定又は変更に関し、意見を述べること。 (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p> <p>2 条例制定の根拠規定（子ども・子育て支援法） （市町村等における合議制の機関） 第77条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、第1項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。</p> <p>4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。 (1) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。 (2) 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p> <p>5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。</p>	